第３章　計画の基本的な考え方

1. 基本理念

地域福祉の推進にあたり、地域の状況に応じたきめ細かい取組を計画的に進めていくためには、行政のみの取組では不十分であり、各種団体、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO法人、福祉施設、医療機関など地域福祉に関わる人や団体をはじめ市民それぞれが、地域の福祉課題を自分の課題として受け止め、その解決に向けた活動に主体的に参加することが不可欠です。

また、市や社会福祉協議会は、市民の主体的な活動を支援するとともに、地域での市民や各種団体の活動が連携して円滑に行われるための環境整備、基盤の充実に取り組むことが求められています。

このため本計画は、地域福祉を推進するため、基本理念、基本目標、地域福祉推進のための施策などを市民みんなが共有し、市民や各種団体、関係機関、市、社会福祉協議会などがそれぞれの役割を担う協働により、よりよい地域社会の実現を図るための共通の指針として策定するものです。

今回の見直しでは、前回策定した計画の基本理念及び基本目標、施策を継承しつつ、地域共生社会の実現に向け、地域福祉を取り巻く環境の変化、また市民アンケート調査結果や策定委員会での意見等を今後の方針等に加えた計画とします。

［基本理念］

みんなで助けあい、支えあう
だれもが住みたいまち・伊万里をつくる

みんなで	一部の市民や関係団体、行政だけでなく、市民全体で取り組んでいく計画であることを表しています。
助けあい、支えあう	計画を推進していくためには、すべての市民がお互いに助け合い、支えあっていくことが不可欠であることを表しています。
だれもが住みたいまち・伊万里をつくる	年齢、性別、障がいの有無などにかかわらず、すべての市民が、安全な環境で、安心して、いつまでも住み続けたいと感じる伊万里のまちを、市民みんなでつくり上げていこうという決意を表しています。

2. 基本目標

基本理念を施策に反映し地域福祉のまちづくりを進めるため、そして、地域共生社会を目指すため、次の３つの基本目標を設定しました。

基本目標１

みんなが利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり

だれもが住みたいまちを実現するためには、市民のだれもが、必要な福祉サービスを、必要なときに、適正に受けられる体制が整っていることが不可欠です。

支援の必要な市民をサービスに円滑に結び付ける体制を構築することが必要であり、相談窓口を充実させ、サービス情報の周知を図るとともに、適正なサービスを確保する仕組みづくりや支援の必要な市民を発見する体制づくりに努めます。また、生活困窮者など複雑化・複合化した生活課題を抱えている人にも対応できる支援体制づくりを推進します。

基本目標２

みんなが地域福祉活動に参画しやすい体制づくり・人づくり

だれもが住み慣れた家庭や地域で、いつまでも暮らしていくためには、地域住民がお互いに助け合い、支えあっていく地域福祉活動が整備され、活発に行われていく必要があります。地域づくりは人づくりであり、地域住民がともに助け合い支え合う心をはぐくみ、地域の将来の担い手となる人づくりを進めます。また、市民が地域福祉活動に参加しやすい環境を整える必要があり、市民が参加しやすい活動や団体を地域に増やしていくとともに、活動や団体についての情報が容易に得られる仕組みづくりを推進します。

基本目標３

みんなが暮らしやすい地域づくり

だれもが住みたいまちづくりを進める基盤として、地域住民が安心して暮らすことができる地域づくり、安全な地域づくりを進める必要があります。このため、市民の健康を守る医療・保健体制の充実やユニバーサルデザイン社会の実現を目指したバリアフリー化の推進、地域における防犯・防災体制の整備を推進するとともに、日頃からの地域住民の助け合いの心の醸成を図ります。

3.施策の体系

基本理念	基本目標	施　策
みんなで助けあい、支えあう だれもが住みたいまち・伊万里をつくる	1 みんなが利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり	1 サービス情報提供の仕組みづくり
		2 適正なサービスの場づくり
		3 包括的な支援体制づくり　【重点施策①】
	2 みんなが地域福祉活動に参画しやすい体制づくり・人づくり	1 福祉教育の推進・人づくり
		2 参加の場・機会づくり　【重点施策②】
		3 地域の福祉ニーズの把握・対応の体制づくり
		4 身近な福祉課題に気づく体制づくり
	3 みんなが暮らしやすい地域づくり	1 医療・保健の充実した地域づくり
		2 安心して生活できる環境づくり
		3 防犯・防災体制が整備された地域づくり
		4 助け合いのまちづくり　【重点施策③】

取　　組

［1］ サービス情報提供手法の充実	P　41
［2］ 身近な情報源の充実	P　42
［1］ 福祉施設、医療機関などの専門機関等との連携強化	P　44
［2］ 権利擁護の推進　　【成年後見制度利用促進基本計画】	P　45
［3］ 適正な利用者意識の醸成	P　48
［1］ 身近な相談窓口の充実	P　50
［2］ 保健、医療、介護、福祉サービスの総合的な窓口の充実	P　52
［3］ 見守りのネットワークづくり	P　53
［4］ ふれあいの場づくり	P　54
［1］ 福祉に関する学習機会の充実	P　56
［2］ ボランティア意識の醸成	P　57
［3］ 実践的な知識･技能習得の機会提供	P　58
［4］ 地域福祉の担い手の育成	P　59
［1］ 活動情報の発信の場の充実	P　61
［2］ 活動情報の集積拠点の確保	P　62
［3］ NPO法人、ボランティア団体等の運営の支援	P　63
［4］ 市民団体、地域団体の活動の充実	P　64
［5］ 地域住民の活動拠点の確保	P　65
［1］ 地域住民による意見交換の機会づくり	P　67
［2］ 地域の福祉ニーズ情報の集積拠点の確保	P　68
［3］ 地域役員、団体の連携の推進	P　69
［1］ 地域の福祉活動を地域で話す場づくり	P　71
［2］ 市民による意見交換の場づくり	P　72
［1］ 地域医療体制の整備	P　74
［2］ 保健活動の推進	P　75
［1］ バリアフリーの推進	P　77
［2］ 交通手段の確保	P　78
［3］ 住まいの確保等に向けた支援	P　79
［1］ 地域防犯体制の整備	P　82
［2］ 再犯防止の推進　　【地方再犯防止推進計画】	P　83
［3］ 地域防災体制の整備	P　86
［1］ 地域住民交流の推進	P　88
［2］ コミュニティ活動の推進	P　89

4. 重点施策

本計画では、地域共生社会の実現を目指すため、基本目標の施策の中で、特に重点的に取組が必要と考えるものを重点施策と位置づけ、取り組んでいきます。

重点施策① 包括的な支援体制づくり（基本目標１ 施策３）

地域の生活課題が多様化、複雑化していく中で、様々な生活上の困難を抱える住民が地域において自立した生活を送ることができるように、各制度における支援の包括化や地域連携、専門機関、関係機関等のネットワークづくりを進めていきます。また、福祉ニーズを集積し、切れ目ない支援ができるような支援体制の構築に向けた検討を進めます。

重点施策② 参加の場・機会づくり（基本目標２ 施策２）

誰もが地域福祉活動に気軽に参加できるよう、地域福祉活動を活発化して福祉に関する広報・啓発活動を推進することで、市民の地域福祉に関する意識を高めていきます。また、地域福祉活動の受け皿となる NPO 法人、ボランティア団体、地域団体等の支援を行い、地域福祉活動計画の充実を図ります。

重点施策③ 助け合いのまちづくり（基本目標３ 施策４）

地域のつながりが希薄化し、地域力の低下が懸念されている中で、多発する自然災害などで地域コミュニティが持つ本来の力が見直されています。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、地域住民だけではなく、関係機関とも連携して、地域で助け合い、支え合いができる体制整備を行います。